

平成28年11月

宮古地区広域行政組合議員全員協議会会議録

平成28年 11月30日 開会

平成28年 11月30日 閉会

宮古地区広域行政組合

平成 28 年 11 月 宮古地区広域行政組合議員全員協議会

平成 28 年 11 月 30 日（水曜日）

午前 11 時 10 分開議

議 事 日 程

1 報告事項

（１）議会運営委員会審議結果の報告について

（２）一般廃棄物処理基本計画について

2 協議事項

（１）宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
（案）について

（２）宮古地区広域行政組合規約の一部を変更する規約（案）について

（３）山田消防署庁舎建設工事について

3 その他

出席議員（１１名）

1 番	坂 本	昇 君	2 番	伊 藤	清 君
3 番	畠 山	直 人 君	4 番	黒 沢	一 成 君
5 番	佐々木	重 勝 君	6 番	古 舘	章 秀 君
7 番	野 舘	泰 喜 君	8 番	畠 山	拓 雄 君
9 番	落 合	久 三 君	1 1 番	阿 部	吉 衛 君
1 3 番	松 本	尚 美 君			

欠席議員（２名）

1 0 番	尾 形	英 明 君	1 2 番	菊 地	大 君
-------	-----	-------	-------	-----	-----

説明のための出席者

事 務 局 長	飯 岡 健 志 君
総 務 課 長	大 久 保 一 吉 君
施 設 課 副 主 幹 兼	田 中 晋 君
計 画 衛 生 係 長	
消 防 長	白 鳥 定 良 君
消 防 次 長 兼 消 防 課 長	里 舘 敏 彦 君
総 務 課 長	小 林 達 広 君

◎開 会

○議長（松本尚美君） おはようございます。

きょうは2名欠席ということでありましても、ただいまから宮古地区広域行政組合議員全員協議会を開会いたします。

ただいまの出席議員は11名であります。

定足数に達しましたので、これより議員全員協議会を開会いたします。

◎議会運営委員会審議結果の報告について

○議長（松本尚美君） 先ほど議会運営委員会が終わりましたので、議会運営委員長に審議結果の報告を求めます。

落合議会運営委員長。

○議会運営委員長（落合久三君） それでは、議会運営委員会での審議結果をご報告いたします。

まず、議事日程でございますが、初めに議長が開会宣言を行います。

次に、日程第1の会議録署名議員の指名については、会議録署名議員を2名、議長から指名していただきます。今回は7番、野館泰喜議員、8番、畠山拓雄議員にお願いいたします。

日程第2の会期の決定につきましては、会期は11月30日の1日間ということで本会議に諮って会期を決定いたします。

日程第3で、議案第1号 平成28年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

日程第4で、議案第2号 宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

以上が議会運営委員会の審議結果でございます。

○議長（松本尚美君） 議会運営委員長の報告がありましたが、これについて何か質問等ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎一般廃棄物処理基本計画について

○議長（松本尚美君） 次に、一般廃棄物処理基本計画について、事務局の説明を求めます。

飯岡事務局長。

○事務局長（飯岡健志君） 一般廃棄物処理基本計画についてご説明をいたします。

資料ナンバー1が2つあるかと思いますが、概要版としてございますこちらの製本されているほうをごらんをいただきたいと思います。と存じます。

1ページをごらん願います。

一般廃棄物処理基本計画につきましては、廃棄物処理法の規定に基づき、平成23年度

から平成37年度までの15年計画として策定をしてございます。この計画が策定から5年が経過し、計画中期から後期に向けての見直し時期を迎えましたことから、構成市町村で改定した一般廃棄物処理基本計画、そして組合計画の見直しと時期を同じくして改定された岩手県廃棄物処理計画と整合を図る形で、宮古広域全体としての一般廃棄物処理基本計画を取りまとめをいたしました。

2ページをごらん願いたいと思います。

本地域のごみ処理の現況と課題ですが、現況についてページ右側のグラフをごらんください。

本地域のごみ処理の状況ですが、23年度以降、ごみ排出量は、人口が減少しているものの、震災にかかわるごみの排出の影響により増加傾向にあり、またリサイクル率の指標値も震災前の状況よりも低い水準で推移をしており、いずれも改善が必要な状況にございます。

次に、ごみ処理経費は26年度までは震災を原因として増加傾向でしたが、27年度から減少しており、現在実施をしております基幹的設備改良工事の効果を発揮することあわせ、ランニングコストの低減に努めてまいらなければなりません。

3ページをごらんいただきたいと思います。

ごみ処理の課題につきましては、課題を大きく5つの項目に分類し、さらに排出形態や処理施設などに分け、課題等を整備してございます。

このうち、これまで実施してきた1の(1)の2点目の分別の徹底や、同じく1の(3)の最後の生ごみ等の減量などを中心に、排出抑制・資源化の課題については引き続き取り組んでいく必要がございます。また今後、新たに整備を予定している最終処分場等を含め、3として最終処分に関する課題として今回整理をいたしました。

4ページをお願いいたします。

計画の基本フレームでございます。資源循環型社会の形成を基本理念とし、4つの基本方針に基づき各種施策を展開するとともに、計画目標年次である平成32年度の数値目標を下の図のとおり設定をいたしました。当初の目標値を赤で表示し、改定した目標値を青で表示してございます。点線で示す現状のまま推移としておりますのは、減量化のための施策等を実施しない場合、数値が悪化することを示すものでございます。

なお、改定の数値目標の設定に当たりましては、岩手県廃棄物処理計画の数値目標の設定の考え方に準じ、平成22年度の水準を目標としております。

5ページをお願いいたします。

目標達成に向けた施策でございます。施策として1のごみ減量・資源化計画、2、収集・運搬計画、3、中間処理計画、4、最終処分計画、そして5、その他に大きく5つの項目に分類し推進することとしています。

施策として整理した内容は、これまで実施してきている取り組みなどとなりますが、継続して推進することが肝要な施策と考えてございます。特に課題でも触れましたが、分別の徹底や生ごみ等の減量などの取り組みについては、目標達成に向け有効な取り組みとなりますことから、構成市町村と強く連携し進めてまいります。

なお、5、その他の最初の項目、災害廃棄物への対応について構成市町村と連携し適

正な処理を図ること、災害廃棄物については可能な範囲で処理・処分に協力することとして、仮置き場の確保と災害廃棄物の処理の項目に整理をしております。

6 ページをごらんください。

事業スケジュールを図にしております。事業を計画し、現在実施している事業、今後実施する事業について示しております。グレーの事業は、当初の計画と変更がなく実施しているもの、実施するものでございます。当初の事業計画スケジュールを赤で表示し、見直し後の事業計画スケジュールを青で表示しております。最終処分施設の整備スケジュールにつきまして、今年度実施をいたしました残存容量の測量等の調査結果に基づきまして、これまでの計画より実施年度を2年間延長することとしております。

7 ページをお願いします。

続きまして、生活排水処理基本計画の概要についてでございます。

生活排水の処理主体でございますが、処理施設ごとに本組合、構成市町村、住民となっております。計画の主な内容につきましては、改正前の5年間は生活排水関連インフラ等の震災の被害状況の把握と早期復旧、これに対応した収集運搬の実施と適正処理を目指すこととしておりましたが、今回の改定では、生活排水関連施設への接続等の推進による水洗化率の向上と、これに伴う汲み取りし尿の減少に対応した収集運搬体制の検討などについて計画しております。

今後のスケジュールを図にしております。施設整備実施時期に合わせ、汲み取りし尿の減少に対応した効率的な運転管理のため、処理系列の一部休止などを計画的に実施してまいります。

なお、ご説明申し上げました計画の改定版の概要については、もう1枚のほうのA3版の資料としても整理をさせていただいております。参考にいただければと思います。

以上で一般廃棄物処理基本計画の概要をご説明申し上げました。よろしく願いいたします。

○議長（松本尚美君） 事務局長より説明がありましたが、何か質問等ございますか。

坂本議員。

○1番（坂本 昇君） 当初目標の赤い点線があるのが、相当修正があるようですが、これは特に全体計画をした場合、循環型社会環境関係については大きな影響が出ないかという部分はどのようになっているのでしょうか。

○議長（松本尚美君） 田中施設課副主幹兼計画衛生係長。

○施設課副主幹兼計画衛生係長（田中 晋君） 当初目標としていた目標値につきましては、今回23年度から15年計画で策定した計画の以前の目標値で、前回の計画につきましても、やはりなかなか目標にまで到達しないという状況がありまして、23年度の策定時点でその目標値を設定しています。県の計画のほうも、やはりある程度少し高い水準の目標値で設定して計画のほうを進めてきたんですけれども、やはり県全体としても、なかなかそういう目標値まで達成していないという状況がありまして、その達成しない理由としてはやはり震災の影響が大きかったという部分もあって、県としては震災前の22年度の目標値をその水準までまず目標としまししょうということで決定をしまして、組合、

広域も、その目標に合わせて今回改定をしたという中身になります。

○議長（松本尚美君） 飯岡事務局長。

（「補足させていただきます」と呼ぶ者あり）

○事務局長（飯岡健志君） 今申し上げましたような状況の中でご質問もございました資源循環型社会に向けての取り組みについては、結果的に震災後がもう一度のスタートというような位置づけのもとで数値を設定しながら、その資源循環型社会へ向けての努力をしてまいろうというふうに今認識をしているという内容でございますので、ご理解を願います。

○議長（松本尚美君） 落合議員。

○9番（落合久三君） 今の説明で、現在の基本計画は平成23年度に新たに策定をされたと。それから5年たつたのでという説明でしたが、ちょっと広域行政組合の議員になったのは、私、今回が初めてなので、この種の、この種というのはこの一般廃棄物処理基本計画、これは議会議決要件ではないとは思いますが、従来こういう基本計画を事務局のほうで当局参与会のほうで決めたものを議会に意見を求めるときはどのようなふうに議会には諮ってきたのかというのをちょっと。

○議長（松本尚美君） 飯岡事務局長。

○事務局長（飯岡健志君） まず、この計画の策定についてから申し上げたいと思います。

この一般廃棄物の処理基本計画というのは、先ほども説明の中で申し上げましたが、廃棄物の処理法によって市町村の策定義務が定められてございます。ですので各構成市町村はそれぞれこの廃棄物処理基本計画を持ってございまして、その中に収集運搬等に関しては宮古市に置き換えて説明申し上げれば、収集運搬等については具体的に規定はしてございますが、中間処理から最終処分に関しては、どこの構成市町村も組合への平たく言えば委託というような格好をとって、このような組合を構成してございますので、その受けた格好で組合とすれば策定義務といたしますか、市町村には義務はございますが、組合としてはないのですが、一部事務組合としての立場上、そして構成市町村の方向性を示すためにも、この計画を定めているものでございます。ですので、議会等の議決をまず要するものでないということをご理解をいただきたいと思います。

組合等への諮る方法は、これまでの経過を調べさせていただきましたが、このように全員協議会等において策定しましたという内容でのご報告をしながら、その報告のもとでご意見を頂戴しながら改正というんですか、訂正というんですか、そういった可能性があればそれは直していくというようなことを経てきているようでございます。

○議長（松本尚美君） 落合議員。

○9番（落合久三君） そうすると、各市町村にごみ収集に関するどうやって縮減していくかという基本方向は、各市町村が当然策定する義務があると。それはそうだと思うんですが、広域行政組合はそういうのを踏まえて、言葉を変えれば踏襲した形でこういうのを出すと。各市町村が策定したものの以上でも以下でもないということですか。

○議長（松本尚美君） 飯岡事務局長。

○事務局長（飯岡健志君） 当然、構成市町村のそれぞれの数値目標を上回る数値目標は、市町村に対すれば負荷になるかと思っておりますので、その市町村の動向あるいは状

況等に合わせた数値の中での目標数値は設定をしているということがまずあります。

その上で、先ほども説明の中で申し上げましたが岩手県の処理基本計画もございますので、その岩手県の動向等も参考にしながら、そしてそれを比較をしながら整備をしているという状況でございます。

○議長（松本尚美君） 落合議員。

○9番（落合久三君） なぜそれを聞いたかといいますと、先ほど坂本議員も聞いたんですが、この概要版の6ページのこの赤から青にいく、ここは中身は事業そのものというよりも、これは最終処分場の施設にかかわるところなんです、そうは言っても計画調査等々、あとは設計仕様書の作成、基本実施、こういうものが2年、当初の立てた計画よりも長くなるというのは、各市町村の策定した計画を踏襲する以上でも以下でもないというのに照らした場合に、こういうのは当然合意形成はされているのかという疑問があったんで聞いたんですが、それはそういう理解でいいですか。

○議長（松本尚美君） 飯岡事務局長。

○事務局長（飯岡健志君） まず、ごみの最終処分が全ての構成市町村のごみ搬入に伴って結果的に最終処分されるわけですが、その量が減少傾向あるいは今までの見込みよりも低く推移をしている状況があるということが、まず実態としてございます。ですのでそのそれぞれの市町村が持ち込んでいる量等をお互い協議をしながら、そして見込みを立てながら、今後の処理に関してはまだ2年間伸ばしても最終処分場の現状は確保できるというふうに確認をしているところでございます。

○議長（松本尚美君） 佐々木議員。

○5番（佐々木重勝君） ただいま局長が説明あった7ページの生活排水処理基本計画の中の1番目の生活排水適正処理の推進という部分の中で、3つ目の汲み取り世帯に対する合併浄化槽設置や集落排水施設等の接続の推進というようなことで今計画されて、非常に喜ばしいことかなと思っていますが、本組合としては具体的にどういうことを想定しての文言でしょうか。

○議長（松本尚美君） 田中施設課副主幹兼計画衛生係長。

○施設課副主幹兼計画衛生係長（田中 晋君） 排水処理基本計画の中の7ページの上のほうを見ていただきたいんですけれども、処理主体なんですが、合併処理浄化槽、設置は住民のほうで例えばやって、構成市町村のほうでその合併処理浄化槽の設置の補助であったり、そういった事業については構成市町村が持っておりまして、この処理の推進の中にあります合併処理浄化槽の設置や、あるいは集落排水処理施設への接続の推進というのは、基本的には市町村の事業ということになります。

これまで説明してきたとおり、組合は構成市町村の一部事務を担っておりまして、それぞれ構成市町村の生活排水処理の計画の中で市町村がかかわらない部分で余ってくる部分が、し尿の処理に当たります。ここの部分を組合でやっているということになりますので、この計画の中には市町村でやるべきことも網羅した格好での計画となっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（松本尚美君） 佐々木議員。

○5番（佐々木重勝君） 当然、各市町村が問題として取り組むべき部分だと思うんです

が、ただ組合としてどういうアクションでやるのかなという部分からしますと……

○議長（松本尚美君） 飯岡事務局長。

○事務局長（飯岡健志君） 今、田中のほうから答弁というかお答えを差し上げましたが、市町村事務であるということをご理解をいただいているかと思います。組合とすれば、その市町村が浄化槽等の設置に向けての施策に対しては支援を行うというスタンスになろうかと思います。例えば広域行政組合で出している広報であるとかホームページ等に対してでも、そのように市町村でやっている旨はお伝えをしていきたいというふうには思っていますが、具体的な支援方法としては、現在組合としては持ち合わせていないというのが実態でございます。

（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（松本尚美君） あとございますか。

じゃ、ないようであれば、ちょっと私からなんですが、じゃ、かわりに指名していただいて。大丈夫ですか。いいですか。

○副議長（畠山直人君） どうぞ。

○13番（松本尚美君） 今、苦しいわけじゃないのかもしれませんが、実態を反映しているこの広域行政組合、一部事務組合の実態、その状況が皆さん共有できたのかなと。以前から共有できているというふうには思うんですが、まずは全体的にそれ構成市町村が計画なり計画目標であったり数値なり、それをトータルとしてまとめて、トータルのこの広域行政組合としての計画をつくるというのはそれぞれでいいと思うんです。

ただ、やはりこれ、トータルの逆にこの広域行政組合でもっと踏み込んで、じゃ目標なり基本計画なりを立てていく、そういったスタンスをじゃどうするのかということですね。これはやはり今問われている部分だと思うんですね。これ、ご案内のとおり汲み取り料金の設定の問題もあるわけですね。でも、こういうのをそれぞれの事務ですよと、でも格好だけは決めるのは何となく広域ですよというような形なんですね。だからやはりそこは、これからどうするのかというのは事務局さんたちに酷な部分なんで、これは参与会なり管理者なり、そういった方々にどうするかということは、やっぱり訴えていかなきゃなんない。これは一般質問含めて、そういったののやりとりをしていくべき内容かなというふうには思うんです。そこをちょっと共通認識を持っていいただければなど。

それで、まず一つには、ごみをじゃどうして減らしていくかということで、最近ではポイントとなっているのは有料化ですね。有料化にすることによってごみが減るという、これは現実的にあるようでもんね。先進地というかどうかわかりませんが。だからこの有料化をどうするかということ、これもやはり私はごみについてはポイントになるんじゃないのかなというふうに思います。だからそこはちょっとお答えはいいですけども、意見だけでもいいですか。そこをやっぱりしっかりと。

これは、構成市町村の行政もさることながら、やはり住民、市民とキャッチボールすべき、積極的に私はやるべきだと。そのことで有料化にしくなくても、もっと拍車というか、ごみの減量化が進むということであれば問題はないのかもしれない。

イコール、やはりコストという部分に、今の状況ですと、このイニシャルコストとい

うのは少々ごみが減っても変わらないんだと思うんです、負担する分ですね。だから、やっぱりそこはリンクしている部分ですから、やはりコストの縮減という部分、これについて私は今回の焼却炉ですか、焼却炉の基幹改良においても余熱なり排熱なりの活用というのはできなかったというのは非常に残念なんです。このことによってコストが縮減できるということがあればよかったのではないかな。だからこういった部分もやっぱり入れ込まなきゃ私はいけないんじゃないのかというふうに意見を申し上げたいんですね。

それから、もう1点はし尿の汲み取り関係ですね、これの実態、どんどんどんどん構成市町村が住民、市民の生活環境の中で浄化槽なり合併処理浄化槽なり、そういった公共下水道なり、それから集落排水もありますかね、そういったものをどんどんどんどんつないでいくとなると、さっきの料金に絡んで、汲み取り体制をどうするかということですね。これもやっぱりぴたと出して表現をして、そしてそれをじゃ今後どうしていくのか、こういう残念ながら人口が減っていく現状にあってどうしていくかということをしっかり捉えていないといけないんじゃないかというふうに思うんですね。

収集体制をどうしていくか、これは地域、構成市町村によってやり方がちょっと違うところもあるかもしれませんし、旧宮古市の実態からいっても、エリアとなっている部分もあるし不可侵の部分もあるわけですよ。だからそういう実態を踏まえて今後どうするか、中長期的でもいいですよ、それをやっぱりどこからスタートしていくかということをしっかり明示すべきだと思うんです。個々にはちょっとお答えいいんですが、トータル的にはどうですか、意見として。

○副議長（畠山直人君） 飯岡事務局長。

○事務局長（飯岡健志君） まさに、私どもの基本計画の少し弱点かなというところをご指摘いただいたというふうに思っています。再三で恐縮でございますが申し上げるのは、あくまで基本処理計画は市町村なんだということを、まず参与会等も通じて各首長にはご理解をいただいてまいりたいというふうに、まず思っています。

その上で私どもがやっていかなければならないのは、現在、組合として持っている施設のコストをいかに軽減していくか、合理化していくかということだというふうに思っています。そのことが結局は市町村の各負担金に反映されるという形になりますので、その辺に関しては私どもも厳しく管理してまいりたいというふうに、まず思っています。

それから、し尿等に関しましても、これからやはり申し上げたいいわゆる下水道、それが進めばし尿汲み取りの量は必然的に減ってまいるとするのは、もう周知の事実でございますので、その辺に関しての対策等に関しても構成市町村と、そのそれぞれが抱えておられる業者さん等も交えながら、いろいろと組合も検討してまいりたいというふうには思っています。

○副議長（畠山直人君） 松本議員。

○13番（松本尚美君） きょう、私以外にも質疑という形の中でやりとりも出ていますから、きょうの会議録については、早急に管理者含めて構成市町村の参与の方々に提示していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（松本尚美君） あとございますか。

阿部議員。

○11番（阿部吉衛君） 山田の阿部と申します。

1つお聞きしたいんですが、私、今、津軽石のみなし仮設に住んでいるんですが、山田と宮古の収集の仕方が若干違うところが、キャップをとったりとか、そういう違うところがあるんじゃないかなと思って聞いていると、市町村とも同じですか、収集の仕方。

○議長（松本尚美君） 田中施設課副主幹兼計画衛生係長。

○施設課副主幹兼計画衛生係長（田中 晋君） 収集の仕方については基本的には同じというふうに認識しております。ただ、もし違うというようなことであれば、業者さんのほうを通じて確認というのはしたいなというふうには考えておりますが、基本的には同じ。

○11番（阿部吉衛君） 同じだということ。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○11番（阿部吉衛君） はい、わかりました。

○議長（松本尚美君） あと、ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本尚美君） じゃ、なければ次に移ります。

◎宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）について

○議長（松本尚美君） 本日の協議案件はお手元に配付されております会議次第のとおり3件でございます。

それでは、宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

大久保総務課長。

○総務課長（大久保一吉君） それでは、宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）についてご説明いたしますので、資料ナンバー2、こちらの資料をお願いいたします。

資料ナンバー2、1ページの宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）についてごらんください。

第1でございます。改正の要旨です。本条例は、去る8月8日、人事院から国家公務員の給与等の改正について勧告がなされたことを踏まえ、先般、国会において関係改正法案が可決成立したことから、宮古地区広域行政組合におきましても同様に一般職の職員の給与月額、勤勉手当及び扶養手当の額を改定するとともに、管理職手当の支給に関する率をあわせて改正しようとするものでございます。

第2の改正内容でございますが、第1条では、（1）として民間給与との均衡を図るため、若年層に重点を置きながら全ての給料表についてその水準を引き上げる改定を行うものでございます。

(2)として、勤勉手当について支給割合を年間0.1月分引き上げるもので、平成28年12月期の支給割合を一般職については0.9月分、再任用職員については0.425月分とするものでございます。

次に、第2条ですけれども、第2条では(1)として扶養手当を改定するもので、配偶者にかかる扶養手当を1万3,000円から6,500円に減額し、子にかかる扶養手当を6,500円から1万円に増額するものでございます。またこれを平成29年4月から段階的に行うために附則を定めております。

(2)として、第1条で改正した勤勉手当の率について、一般職については平成29年6月期、12月期の支給割合をそれぞれ0.85月、再任用職員については0.4月とするものでございます。

(3)として管理職手当についてですが、平成19年度の国の改正において支給割合を100分の15としておりましたけれども、組合では支給割合の限度を100分の12として据え置いてございました。今回、国の制度に準じ100分の15に引き上げるものでございます。

第3の施行期日等ですが、本条例は公布の日から施行するものでございます。ただし第2条の扶養手当、勤勉手当及び管理職手当の改正規定並びに扶養手当を段階的に改定するための附則第4項の規定、こちらにつきましては平成29年4月1日から施行するものでございます。

(2)ですけれども、改定後の別表第1及び別表第2の給料表は、平成28年4月1日から適用するものです。

(3)として、附則第4項に平成30年3月31日までの間における扶養手当に関する特例を定めてございます。

2ページ以降ですけれども、本会議に提案する条例案を参考としてつけてございます。ただいま説明した内容と重複いたしますけれども、改めて説明をさせていただきます。

第1条の規定による第9条第2項第1号及び第2号の改正は、一般職の職員、再任用職員の勤勉手当の支給割合を改正するもので、公布の日から施行するものでございます。

2ページ中段の別表第1、行政職給料表及び6ページ以降の別表第2、消防職給料表は改定後の給料表でございまして、平成28年4月1日から適用するものでございます。

10ページをお開きください。

第2条の規定による第8条の改正は、扶養親族の範囲及び扶養手当の月額を改定するもので、同条第2項は現行、子及び孫を同一の号において規定しているものを、子及び孫をそれぞれ個別に規定するものでございます。

また、同条第3項の扶養手当の月額につきましては、配偶者にかかる手当額を現行の1万3,000円から6,500円に改めるとともに、子にかかる手当額を現行の6,500円から1万円に改めるものでございます。

第9条の改正は、扶養手当の手続について所要の整備を行うものでございます。

12ページをお開き願います。

19条の改正ですが、勤勉手当の改正でございます。先ほど第1条において勤勉手当の支給割合を改正しておりますが、平成29年度以降にあつては引き上げ改定分を6月期、12月期に均等に配分するために支給率を改めるものでございます。

第20条の改正は、管理職手当の率の改正で支給できる上限の率を100分の12から100分の15に改めるものでございます。この第2条の規定による第8条、第9条、第19条、第20条の改正は、平成29年4月1日から施行するものでございます。

13ページには附則として、第1項は、ただいまご説明しました施行期日を、第2項は、給料表について平成28年4月1日にさかのぼって適用すること、第3項は、改正前に支給された給与は改正後の給与による給与の内払いとみなすこと、それから第4項は、平成30年3月31日までの間における扶養手当に関する特例として、平成29年度に限り配偶者については1万円、子においては8,000円、子を扶養している職員に配偶者が不在の場合にあっては、そのうち1人については1万円、父母等を扶養している職員に配偶者が不在の場合にあっては、そのうち1人については9,000円とするという旨を規定しております。

第5項は、規則への委任について条例の施行に関し必要な事項は規則で定める旨を規定してございます。

以上が宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の内容でございます。よろしくご協議をお願いいたします。

○議長（松本尚美君） 大久保総務課長から説明がありましたけれども、それぞれ皆さん構成自治体といいますかね、行政の部分もあるかと思えますし、なかなかこういう部分、これに限らないですけれども、自分が対象だと理解がしやすいのかもしれないですけれども、全てというわけにはいかないと思うので、何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎宮古地区広域行政組合格約の一部を変更する規約（案）について

○議長（松本尚美君） 次に宮古地区広域行政組合格約の一部を変更する規約（案）について協議をいたします。

事務局の説明を求めます。

飯岡事務局長。

○事務局長（飯岡健志君） 宮古地区広域行政組合格約の一部を変更する規約についてご説明をいたします。

資料ナンバー3の3ページの別紙2、宮古地区広域行政組合格約の一部を変更する規約の案をごらんください。

この規約の変更は、平成29年度から先般の台風10号による災害廃棄物の処理・処分を本格的に実施いたしますことから、宮古地区広域行政組合格約の経費の支弁方法を規定してございます第15条の第2項の分担金の負担割合を定める別表に、平成28年台風第10号による災害廃棄物の処理及び処分に要する経費負担の割合を第24号として追加し、あわせて所要の整備をするものでございます。

第24号の負担割合は、当該年度の利用実績による利用割100%とするものでございます。

11ページをごらんいただきたいと思います。

この規約の一部変更に係るスケジュールにつきましては、構成市町村と協議をするも

のでございますが、構成市町村が協議に当たり、それぞれの議会の議決を得る必要がございます。したがって表中の4、11月30日、本日の組合議会議員全員協議会において協議を申し上げ、5としておりますが、来月上旬には関係市町村に対して規約変更に係る協議について、29年3月議会定例会までに議決をいただけるようにご依頼をしたいというふうに考えております。これが整いましたならば、持ち回りの協議とはなりますが、関係市町村と協議を諮り、その上で変更の許可について岩手県に届け出を行い、平成29年4月1日から変更後の規約を施行するものでございます。

以上が、宮古地区行政組合規約の一部を変更する規約（案）についての説明でございますが、資料では1ページに変更の要旨、2ページに変更の理由書、4ページに新旧対照表、そして5ページ以降は変更後の規約（案）とさせていただきましたので、協議の参考としていただければと思います。よろしくご協議をお願い申し上げます。

○議長（松本尚美君） では、局長から説明がありましたが、何か質問等ございますか。
坂本議員。

○1番（坂本 昇君） 岩泉がちょっと台風10号で豪雨災害、相当降りましたが、結局、広域さんに処理を搬入したりなんかすると、これはもう100%だと。岩泉から来たのは岩泉分については100%だよという、広域で受けた台風災害だから按分しましょうということではない。

○議長（松本尚美君） 飯岡事務局長。

○事務局長（飯岡健志君） 利用割りとさせていただいたのは、今、議員からのご質問があった趣旨のとおり、利用していただいたといいますか、ごみの処理させていただいた量により、その利用額を計算をいたしまして請求をさせていただくということです。今回の台風10号での恐らく災害廃棄物の利用割というふうな負担をいただくのは、宮古市と岩泉町さんというふうに考えているところでございます。

○議長（松本尚美君） 坂本議員。

○1番（坂本 昇君） そのときの小本川とか閉伊川とかって相当な流木がありますが、あれがここに搬入されるというふうなことは想定が。

○議長（松本尚美君） 飯岡事務局長。

○事務局長（飯岡健志君） 私ども、大変今悩みの一つが、河川立木の処理に係る問題でございます。と申しますのは、河川内にある流木に関しては、河川管理者でございますので国土交通省管理等の管理によって災害復旧で行えるというところもあれば、災害復旧自体の対象にならないという話もあるようでございます。

ただ、海岸に打ち上げられた流木等もございます。これに関しましては農林水産省、いわゆる水産庁等の管理ということもございまして、これも先ほど申し上げたとおり補助の対象になるのかならないのかというふうな、まだ流動的あるいは災害査定が行われるのかどうかも含めて、まだわからないところでございます。ですので市町村がこれから流木を処理していくに当たって、どういった方法をとるのかも、まだわからない状況ですが、組合として考えているのは、流木の処理について相談あるいは協議があれば、現在持っている破砕機等によってその流木の破砕が可能であれば破砕をしながら、焼却できるものは焼却、あるいはそのまま埋め立てるものは埋め立てるというような方法を

考えながら対応してまいりたいというふうに現在は考えているところでございます。

（「終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（松本尚美君） あとございますか。いいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎山田消防庁舎建設工事について

○議長（松本尚美君） 次に山田消防署庁舎建設工事についての協議をいたします。

白鳥消防長。

○消防長（白鳥定良君） それでは、山田消防署庁舎建設について事業の進捗と予定などにつきましてご説明いたしますので、資料ナンバー４をごらんください。

庁舎の概要ですけれども、被災した山田消防署を山田町織笠地内の県立山田病院隣接地に移転新築するもので、敷地面積約6,600平方メートル、鉄筋コンクリート造り2階建て、延べ床面積約1,400平方メートルで、附帯設備として訓練棟2棟を計画しております。総事業費は予算ベースで9億2,785万5,000円、庁舎の規模とすれば現在と同規模となります。現在、山田地区津波復興拠点整備事業として山田町が造成工事を行っております。

次に、これまでの経過と進捗状況でございますけれども、平成25年5月に山田町と協議の上、現在の候補地を決定し、同年11月には山田町において造成工事に着手しております。また26年8月に用地の引き渡し時期は28年3月とすることを山田町から確認しております。

当組合では、28年3月の用地引き渡し時期を捉え国庫補助金を申請し、27年4月に消防防災施設災害復旧費補助金の交付決定を受けております。この決定により同年6月に設計業務委託の契約を締結し、11月議会臨時会において28年度中の事業完了を見越して災害復旧費8億7,485万5,000円の繰越明許費を議決していただきました。

このような中、本年2月、山田町から28年3月での用地引き渡しは困難であるとの連絡がありました。また翌3月には、山田地区津波復興拠点整備事業の造成計画の変更に伴い、消防庁舎の建設用地についても形状や面積を変更する必要があることを確認いたしました。

これにより、平成27年度内の事業完了が困難となったことから、3月議会定例会において災害復旧費の設計委託費5,300万円の繰越明許費を議決いただいたところでございます。その後、山田町において道路線形の見直しなどにより都市計画の変更が必要となったことから、用地引き渡し時期については28年12月ごろとなることを確認いたしました。現在はこの都市計画事業変更も許可となり、庁舎建設の建築確認申請を行っております。

今後の予定につきましては、造成工事の遅延により28年度において工期を確保することが困難となりましたので、入札執行に合わせて予算を29年度に繰り越した上で、申請中の建築確認が許可となり次第、工事入札を行い、29年1月には工事契約の議決をいただいた上で建設工事に着手したいと考えております。工期は12カ月で30年1月の竣工を予定していますが、可能な限り早期に新庁舎での業務を開始できるよう、引き続き関係

機関と連携を図りながら進めてまいりますので、事業推進につきまして、ご理解をいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○議長（松本尚美君） 今説明がありましたが、何か。

落合議員。

○９番（落合久三君） 一言で言えば、山田の用地の造成が当初の計画どおり進まなかった主な理由は何でしょうか。

○議長（松本尚美君） 白鳥消防長。

○消防長（白鳥定良君） 山田町において、地権者との交渉が困難だということをお聞きしております。

○議長（松本尚美君） いいですか。そのほかないようでございます。

◎その他

○議長（松本尚美君） あと、その他でございますが、ございますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

◎閉 会

○議長（松本尚美君） 特にないようですので、以上をもちまして、議員全員協議会を終了いたします。

ご苦労さまでした。

午後 〇時〇〇分閉会
